平成３０年度　労務関係セミナー

愛媛中小企業指導センター　公益社団法人 新居浜法人会
共催：新居浜商工会議所

大幅な改正により会社が対応すべきポイントとは！

働き方改革関連法説明会

平成 30 年６月 29 日に成立しました「働き方改革関連法」。残業時間の上限規制等、労働時間に関する制度の見直しや、同一労働同一賃金を目的とした雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等、企業に直接影響する多種の内容が盛り込まれております。

そこで、働き方改革関連法の概要につきまして、監督行政庁であります労働基準監督署の担当官から説明します。（**※平成 30 年 9 月公布の政省令も踏まえてより実務的な説明をします。**）

〔日　時〕平成３１年
１月２２日（火）
１３：３０～１４：３０

〔会　場〕新居浜商工会館　３階研修室
新居浜市一宮町２丁目４－８

〔対　象〕企業の経営者、総務・人事関係者等
※一般の方もご参加いただけます。

〔定　員〕４０名（定員に達し次第締切らせていただきます）

〔講　師〕新居浜労働基準監督署　担当官

〔受 講 料〕無料

〔締 切 り〕１月１１日（金）

【主なポイント】

①時間外労働の上限規制が導入されます

（時間外労働の上限について月４５時間、年３６０時間が原則となります）

②年次有給休暇の確実な取得が必要です

（毎年５日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります）

③正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます

（基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます）

その他にも内容は多岐にわたっております

＜申込方法＞　必要事項をご記入の上、ＦＡＸ、郵送にて下記までお申込みください。

愛媛中小企業指導センター　（公社）新居浜法人会
〒792－0025　新居浜市一宮町2-4-8　商工会館３階
電　話：0897-37-5522　ＦＡＸ：0897-37-5586

平成３０年度　働き方改革関連法説明会　申込書　申込日　平成　　年　　月　　日

事業所名　　電話番号　　FAX 番号

受講者氏名　※一事業所から何名様でも受講できます。

1.　　2.　　3.

※ご記入いただいた個人情報につきましては、講座開催に係る受講者の確認や受講者名簿の作成等のために使用致します。
また、当会からの各種情報提供のために使用する場合がございます。それ以外の目的で利用することは一切ございません。